

業務委託仕様書

1. 目的

本業務は、本市に進出した企業の属性や傾向について、AI を活用した実証的な分析を行い、企業が本市への進出を決定するに至った要因を把握することで、今後の効果的な企業誘致活動を展開するための参考資料とすることを目的とする。

2. 業務名

「AI を活用した進出企業の傾向分析実証事業」

3. 業務期間

契約締結日から令和 7 年 9 月 30 日まで

4. 業務内容

(1) データ提供と情報整理

本市より、おおむね過去 10 年間に本市へ進出した ICT 関連企業のデータを提供する（企業名、進出時期、従業員数等）。

受託者は、提供データを整理・分類し、分析対象として適切な形に加工すること。

(2) 公開情報の収集

受託者は、進出企業に関する公開情報について、収集する情報の種類や信頼性、網羅性に留意し、分析に必要な十分なデータを確保すること。なお、収集する情報の種類や、収集方法は公募プロポーザル時に受託者が提案したものとする。

(3) AI を用いた要因分析

収集した情報を基に、AI を活用して、企業が仙台市に進出した背景や要因（立地条件、人材確保、役員交代、設備投資など）をアルゴリズムにより分析すること。

進出要因の共通項や傾向、時系列的な変化、企業属性との関連性の明示に加え、AI を活用した分析方法を説明すること。

(4) 今後の企業誘致方針に関する提言

分析結果に基づき、本市にとって有望と考えられる訴求ポイント及び本市が企業誘致活動を行う企業を選定する際に重視すべきポイントを抽出し、今後の企業誘致の方向性について提言を行うこと。

また、分析の精度を向上させるため、企業の公開情報に加え、企業へのヒアリング等によって把握すべき情報がある場合は、その内容について提案すること。

5. 成果物

報告書は図表等を活用して視覚的にわかりやすく表現すること。

必要に応じて市職員との意見交換の機会を設け、進捗状況の報告を行い、最終報告書（案）を基に報告会（令和 7 年 9 月下旬）を実施すること。

6. 通則

(1) 本業務は、仙台市契約規則に基づくほか業務委託契約書、本仕様書によって行う。

(2) 本業務を行うにあたり、具体的な実施事項及び実施方法については、本市と打合せを行い、調整の上実施する。

また、受託者は本市と綿密に連絡を取るとともに、本市の指示に従わなければならない。ただし、仕様書および事前に承認された業務計画書の範囲を超える指示については、受託者と本市が協議の上、追加費用および作業期間延長を別途取り決めるものとする。

(3) 受託者は本業務の遂行にあたり、本業務による事務に関して知り得た個人情報の内容や本市から提供する情報については、下記の事項を厳守しなければならない。

① 受託者は、本業務による事務に関して知り得た個人情報の内容や本市から提供のあった情報については、その秘密を保持しなければならない。本業務が完了した後においても同様の取り扱いとする。

- ② 受託者は、本市から提供のあった情報を指示した目的以外に使用し、また、第三者へ提供してはならない。本業務が完了した後においても同様の取り扱いとする。
 - ③ 受託者は、情報を記録した書類または電磁的記録媒体の複写及び複製をしてはならない。ただし、本業務の遂行上必要となるバックアップや解析処理のために一時的に作成される複製はこの限りではない。
 - ④ 受託者は、個人情報の漏洩等の事故が発生し、または発生する恐れがあることを知った場合、速やかに本市に報告し、その指示に従うものとする。
 - ⑤ 前各号に掲げる事項に関する定めに違反した場合、本市は受託者に対して、本契約解除等の措置及び損害賠償請求をすることができる。
- (4) 受託者は、本業務の着手前に業務計画書を本市に提出し、承認を受けなければならない。なお、計画書には次の事項を含むこととする。
- ① 着手届
 - ② 業務内容
 - ③ 業務履行計画表
 - ④ 業務担当者届（実施体制）
 - ⑤ その他本市が必要と定めたもの
- (5) 本仕様書に疑義が生じた場合は、速やかに本市に連絡し、その指示に従うものとする。
- (6) 本業務は、成果品及び完了届その他完成に必要な図書を提出し、業務完了の確認または成果品の検査に合格した場合は業務完了と認める。ただし、業務完了後に成果品に誤り等が確認された場合は、受託者は本市の指示により速やかに修正または再作業を行うものとする。また、その費用については受託者の負担とする。

7. その他留意事項

- ・ 本業務にあたり作成された資料等の著作権は、本市に帰属するものとする。ただし、受託者が従来から保有するアルゴリズム・データベース・モデル等の知的財産権は受託者に留保されるものであり、本市は本業務の範囲内で利用できるものとする。
- ・ 受託者は、本業務実施における企画、業務遂行管理、手法の決定等について再委託することはできないものとし、その他の業務の再委託については書面により発注者の承諾を得なければならない。
- ・ 本業務の実施にあたっては、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、著作権法、その他法令を遵守すること。
- ・ 本業務の経理を明確にするため、受託者は他の経理と明確に区分して会計処理を行うこと。
- ・ 本業務の関係書類や会計帳簿等は、業務実施終了後 5 年間は保存すること。また、契約終了後も本市において閲覧が必要になった場合は協力すること。
- ・ 仕様書に定めのない事項は本市及び受託者の協議により決定する。

8. 担当課

仙台市 経済局 イノベーション推進部 産業集積推進課

所在地: 〒980-0803 仙台市青葉区国分町 3 丁目 6 番 1 号 仙台パークビルディング 9 階

TEL :022-214-8276 E-mail:kei008040_13@city.sendai.jp